

釜石市新型インフルエンザ等対策行動計画【令和8年7月改定の概要版】

● 改定の趣旨・背景

- 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、本市における新型インフルエンザ等の発生に備えるための基本的方針と具体的措置を示すもの
- 国は、新型コロナウイルス感染症の経験や関係法令の改正を踏まえ、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を全面改定
- 政府行動計画の改定を踏まえ、県は令和7年3月に「岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定
- 政府行動計画、県行動計画の改定を踏まえ、市は平成26年3月に策定した「釜石市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定する

● 改定前後の比較

項目	現計画	改定後計画
対象感染症	「病原性の高いインフルエンザ」を念頭 ● 新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ） ● 新感染症	「幅広い呼吸器感染症」を念頭 ● 新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症） ● 指定感染症 ● 新感染症
対策の時期（発生段階）	6段階 ① 未発生期 ② 海外発生期 ③ 地域未発生期（県内未発生） ④ 地域発生期早期（県内発生） ⑤ 地域感染期（感染拡大・まん延） ⑥ 小康期（患者の発生減少）	3段階 ① 準備期（発生前の段階） ② 初動期（国内外で発生した段階） ③ 対応期
市対策本部の設置時期	● 海外発生期は任意設置 ● 国内発生時は市連絡会議で本部設置を検討 ● 緊急事態宣言発令時（設置義務）	● 国内外発生時は市連絡会議設置 ● 政府対策本部、県対策本部設置時 ● 緊急事態宣言発令時（設置義務）
横断的視点		複数の対策項目に共通する横断的な視点 ① 人材育成 ② 国・県・近隣市町村との連携 ③ DX の推進
対策項目	6項目 ① 実施体制 ② 情報収集・情報提供・共有 ③ まん延防止 ④ 予防接種 ⑤ 医療 ⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保	7項目 ① 実施体制 ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③ まん延防止 ④ ワクチン・予防接種 ⑤ 保健 ⑥ 物資 ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

詳細

詳細は裏面①

詳細

各項目の詳細は裏面参照

● 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

【目的】

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

【基本的な考え方】

- 市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるようにするもの。
- 感染症の特徴、病原体の性状、流行の状況等を踏まえ、市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

● 対策の基本的な考え方【対策の時期】

準備期 発生前の段階	市民に対する啓発や市・事業所による業務継続計画等の策定、DX の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行っておく期間
初動期 国内外で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階	市の万全の体制を構築するために市民に情報提供、情報共有を行うとともに市、関係機関が業務継続計画の確認を行い、対応に備える。感染症の認知・国の公表を経て、市対策本部設置等の初動対応にあたる期間
対応期 ①封じ込めを念頭に対応する時期 ②病原体の性状等に応じて対応する時期 ③ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ④特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期	感染拡大のスピードをできる限り抑える対策から、基本的な感染対策に移行するまで、科学的知見の集積、医療提供体制、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、臨機応変に対処するなど、柔軟かつ機動的な対策を講じる期間

● 対策項目に共通する横断的視点と実効性の確保

【横断的視点】

人材育成	県が実施する訓練や研修等に参加し、感染危機対応を行う人材を育成
国・県・近隣市町村との連携	平時からの役割分担を整理し、相互の連携体制やネットワークを構築
DX の推進	平時業務における ICT 化等を推進（予防接種事務のデジタル化に向けた環境整備）

【実効性を確保するための取組】

- 新型インフルエンザ等への備えの機運の醸成、維持
- 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- 定期的なフォローアップと必要な見直し

対策項目① 実施体制

【目的】○平時から、関係機関の役割を整理し、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と組織体制の確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。
○新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、新型インフルエンザ等対策を迅速に進める実施体制を整える。

準備期	初動期	対応期
・市行動計画等の作成や体制整備・強化 ・関係機関との平時からの情報共有、連携体制の確認、訓練の実施	・市連絡会議等を通した情報収集、協議、市対策本部設置の検討、準備 ・全庁的な対応による、必要な人員体制の強化 ・国からの財政支援と予算の確保	・緊急事態宣言がなされた場合は直ちに市対策本部を設置 ・国からの財政支援の有効な活用 ・特定インフルエンザ等対策の事務の代行や応援要請

対策項目② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【目的】○平時から、感染症対策等について必要な情報提供・共有に努め、市民等が適切に判断・行動できるよう感染症に関するリテラシーを高める。
○市民等の関心事項を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報を、迅速に分かりやすく提供・共有し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行う。

準備期	初動期～対応期
・感染等に関する基本的な情報提供・共有 ・国の要請によるコールセンター等の設置の準備	・市公式SNSなどを活用し、迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・双方向のリスクコミュニケーションと、偏見・差別等への対応

対策項目③ まん延防止

【目的】○平時から、まん延防止対策による社会的影響の緩和のため、市民等の理解促進に取り組む。
○感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保する。

準備期	初動期	対応期
・基本的な感染対策の普及啓発	・国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備	・基本的な感染症対策の協力依頼と、時期に応じたまん延防止対策の実施

対策項目④ ワクチン・予防接種

【目的】○平時から、国、県、医療機関や事業者等とともに、ワクチン接種体制に必要な準備を行い、有事においては、関係機関と連携して接種体制を構築し、ワクチンの接種を実施する。
○ワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係機関間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

準備期	初動期	対応期
・ワクチンの接種に必要な資材の準備、接種体制の構築 ・特定接種、住民接種等対象者数の把握 ・予防接種関係システムの整備	・ワクチンの接種に必要な医療機関、医療従事者等の体制と資材の確保 ・住民接種のシミュレーションの実施	・ワクチンや必要な資材の供給 ・システムを活用した接種記録の適切な管理 ・予防接種健康被害救済制度の情報提供及び相談対応

対策項目⑤ 保健

【目的】○平時から、感染症の発生情報等の情報収集に努め、感染症の危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成に取り組む。
○県や地域の関係機関と連携し、感染症危機に対応する。

準備期	初動期～対応期
・県と連携した感染症有事体制を担当する人員への研修・訓練の実施 ・管内の保健所、市町、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と、必要な連絡調整等の連携強化	・県が保健所支援本部を設置後、市に対する派遣要請があった場合の対応 ・健康観察及び生活支援物品の支給への協力

対策項目⑥ 物資

【目的】○有事において、医療、検査等を円滑に実施するための、感染症対策物資等を確保する。
○感染症対策物資等の需給状況の確認を適切に行う。

準備期	初動期～対応期
・業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄のほか、定期的な備蓄状況等の確認 ・救急隊員の搬送従事者等の個人防護具の備蓄要請	・新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、必要な感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ・必要な物資及び資材の不足時における相互協力

対策項目⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

【目的】○平時から、市民等に対し適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨し市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。
○新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

準備期	初動期	対応期
・庁内、関係機関との情報共有体制の整備 ・行政手続や支援金の給付・交付等に係る DX の推進 ・市民等に対する衛生用品、食料品、生活必需品の備蓄の勧奨 ・要配慮者への生活支援等について、県と連携した要配慮者の把握や具体的手続等の検討 ・市内の火葬体制の調整	・従業員の健康管理の徹底・業態を踏まえた感染防止対策に関する事業者への要請 ・一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備	・心身への影響を考慮した必要な施策の実施 ・要配慮者等への必要に応じた生活支援、搬送、死亡時の対応等の実施 ・学校の使用の制限や長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合における、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援 ・生活関連物資等の価格安定等に対する適切な措置の実施 ・埋葬・火葬の特例に基づく手続の実施 ・水を安定的かつ適切に供給するための措置の実施